

### 世帯更生資金貸付

世帯更生資金貸付の限度額の一部が次のとおり改正されました。

- ①生活資金 一般 月 37,000円  
特別 月 57,000円
- ②住宅資金 750,000円
- ③療養資金 一般 150,000円  
特別 200,000円
- ④修学資金については、学校及び学年別に改正されていますので、係員におたずねください。なお、国公立は今年度は据置です。
- ⑤福祉資金 ・結婚費用等 120,000円  
・出産費 62,000円 ・葬祭費 80,000円  
・転宅費 50,000円 ・国民年金特別納付貸付資金 250,000円以内で国民年金法の改正で特別納付に要する保険料の2分の1額以内を限度額とします。特別納付期限は、昭和55年6月30日まで。

詳しくは、市福祉事務所内社会福祉協議会へおたずねください。

☎ ② 2111 内線 271

### 省エネルギーについて 私の提案 (募集)

▶募集内容は、暮らしの中の省エネルギーについての具体的提案とし、400字詰原稿用紙5枚程度にまとめること。

(例)

- ・暮らしの中での省エネルギーの上手な使い方
- ・エネルギー節約の具体的実践例
- ・生活の中でエネルギーを無駄なく、大切に使うための方法
- 原稿は横書にし、末尾に氏名、住所、電話番号、職業(学校名)、年齢(学年)を明記すること。
- 応募された原稿は返却しない。
- 入選作品の著作権は「資源とエネルギーを大切にする運動山口県推進協議会」に帰属するものとする。

- ▶対象は…小・中高生及び一般
- ▶募集締切日 9月30日
- ▶表彰等
- ・審査は当推進協議会で行う。
- ・入選発表は10月下旬に行う。
- ・賞は各部門ごとに最優秀1名、優秀3名、佳作若干名とし、それぞれ賞状と記念品を贈呈する。
- ▶作品の送り先
- 資源とエネルギーを大切にする運動山口県推進協議会事務局 〒753山口市滝町1の1 山口県企画部県民生活課 (☎山口@3111)

## 「目で見える県政教室」

### 参加者を募集します!!

県では、県民のみなさんを、県や市町村の施設などに案内して、県政に対する理解をいただくとともに、ご意見をお聞きするため、次のとおり「目で見える県政教室」を実施します。多くの方々の参加をお待ちしております。

○実施日 9月14日(金)

○案内する施設

- ①菊川町勤労者体育施設(菊川町)
- ②下関園芸センター(下関市)
- ③県営漁港施設(下関市)

○募集人員 50人

○案内方法…貸切バスで案内します。

○参加費用…昼食代として500円を当日いただきます。他の経費はいりません。

○参加資格…長門市・三隅町・日置町・油谷町・豊北町に居住する20歳以上の人を対象とします。なお、参加募集人員を超過したときは抽せんにより選定させていただきます。

○集合場所及び時間

長門市役所前午前8時15分までに集合。

○申込み方法

ハガキに住所、氏名、年齢、職業をお書きのうえ、〒753山口市滝町1-1山口県広報課☎山口2-3111「目で見える県政教室」係あて申込みください。

○締め切り…8月31日(金)当日必着

○参加者の決定については、県から本人にお知らせします。

## 中小企業設備貸与制度

### — 機械を貸します —

「割賦販売」の方法により、機械代金と損料(金利相当分で年5%)が完済されたとき、機械の所有権は貸与を受けた方に移転します。

▶貸与が受けられる中小企業者

- ①県内で、製造業、鉱業、砂利採取、採石業、運送業、クリーニング・公衆浴場等のサービス業、卸・小売業を1年以上行っているもの。
- ②従業員が80人(サービス業、卸・小売業は20人)以下のもの。
- ③この2年間の平均純利益が1,400万円以下であるもの。
- ④本年度に設備近代化資金の貸付と重複

しないもの。

▶貸与の対象となる機械

- ①限定されています。
- ②新品に限ります。

▶貸与額の限度

1企業当たり 20万円以上 1,500万円以下

▶貸与の期間

4年6か月以内(6か月据置後 3月ごと17回払い)

▶保証金…機械代金の10%

▶保証人…1名~3名

詳しくことは、市商工観光課商工係にお問い合わせください。

☎②2111 内線 214・240

### 物品の訪問販売員等に ご用心を!

最近、ボランティアや社会福祉のためと称し、物品の訪問販売や募金を行っている人がいます。見知らぬ販売員などが来た場合には、団体名(所在地、代表者氏名)本人の氏名を確かめるとともに、趣意書、寄付先などを確認することが大切です。

不審に思ったときは、すぐに110番に電話するか又は最寄りの警察官派出所に通報してください。



郵便局から

### 家庭に郵便受箱を...

大切な郵便物を安全確実に受け取っていただくため、郵便受箱を備えつけてください。郵便受箱がないと、留守などの場合、配達に困ります。

なお、近所に同姓の家がある場合や子供あての郵便物などは、配達先がわからず探すのに時間がかかったり、誤配達の原因になることもありますので、郵便受箱か表札に家族全員の名前をお書きください。